



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2022-01

(2022. 4. 11)

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

マネロン等態勢整備の強化が求められる中での外為推進のあり方

わらしな 和寿
薬品

ポイント

- 信用金庫を含む地域金融機関では、FATF第4次対日相互審査結果を受けたマネロン等態勢整備の強化に取り組む中で、その負担の大きさから、外為業務からの縮小あるいは撤退をする事例が目立っている。
- こうした中、蒲郡信用金庫（愛知県）では、①国際部（専担部署）主導による営業推進、②営業店現場の意識改革、③営業店へのインセンティブ付与を通じて、外為取引をきっかけとした貸出推進において成果を上げている。
- 外為業務からの縮小あるいは撤退によって、マネロン等態勢整備における「顧客管理（KYC）」等への対応の負担は、必ずしもすべて軽減するわけではないため、むしろ「顧客管理のための外為業務の推進」へと発想の転換が求められるのではないだろうか。

1. 求められるマネロン等態勢整備の強化

2021年8月30日に、FATF第4次対日相互審査結果が公表された¹。これに先立つ同年2月、金融庁は、改正した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「改正ガイドライン」という。）を公表し、「対応が求められる事項²」を拡充するとともに、金融機関等に対して、この事項への対応を2024年3月末までに完了させることを求めている³。

しかし、金融庁によると、2021年11月末現在、地域金融機関における「対応が求められる事項」の達成率は35%程度であると言われ、信用金庫にとって、この事項への対応は大きな負担となっている。そのため、信用金庫を含む地域金融機関では、最近、各行庫のニュースリリース等にあるとおり、外為業務からの縮小あるいは撤退を公表する事例が目立っている。

こうした状況の中、以下では、「対応が求められる事項」の中でも特に達成率が低いと言われる「顧客管理（KYC）」に精力的に取り組みながら外為業務の推進に力を入れている蒲郡信用金庫（愛知県）（図表1）の事例を紹介する。

（図表1）蒲郡信用金庫の概要



同金庫の概要	
信用金庫名	蒲郡信用金庫
理事長	竹田 知史
本店所在地	愛知県蒲郡市
設立	1948年4月1日
役員員数	823名
預金量	1兆3,608億円
貸出量	6,119億円

（備考1）2021年3月末現在

（備考2）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

¹ わが国は、「有効性」（全11項目）では8項目で不十分、「法令遵守状況」（全40項目）では11項目で不十分とされ、全体として「重点フォローアップ国」と評価された。（<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html>）

² 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」は、2018年2月に策定された。金融庁が金融機関等の取組みをモニタリングするにあたり、金融機関に対して、「対応が求められる事項」と「対応が期待される事項」に区分して記載している。

³ 金融庁ホームページ参照（https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210531_amlcft/2021_amlcft_yousei.pdf）

2. 蒲郡信用金庫における顧客管理（KYC）を通じた外為業務の推進

(1) 取組みのきっかけ

同金庫では、長引くコロナ禍で、貿易為替取引が、直近の2年連続で、前年対比2割前後の落ち込みとなり、為替手数料を中心に、外為関連の手数料収入が低迷した。また、米国FRB（連邦準備理事会）のゼロ金利政策の影響によって外貨定期預金金利が低下し、同金庫の資金運用収益も低迷した。

こうした背景の下、同金庫は、2021年夏から、外為関連手数料収入の確保に向けて、「外為新規先⁴の掘り起こし」に着手するに至った。

(2) 取組みの概要

① 国際部（専担部門）主導による営業推進

国際部では、2021年8月に、情報収集ツールとして、「海外取引に係るヒアリングシート」および「海外子会社に係るヒアリングシート」（図表2）を制定した。なお、これらのシートには、国際部のベテラン職員の視点からヒアリングのポイントが整理されており、営業店担当者が気軽に情報収集に使えるよう配慮されている。

（図表2）情報収集ツール

海外取引に係るヒアリングシート	
基本項目	
日本人の企業名	
海外取引担当者名	
業種・取扱品	業種() 取扱品()
調査事項	
海外との取引有無等	A <input type="checkbox"/> 貿易取引有 <input type="checkbox"/> 貿易取引無 B <input type="checkbox"/> 海外へ進出済み <input type="checkbox"/> 海外への進出を検討中
調査事項のAで貿易取引有となった場合	
貿易取引形態	<input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 直接取引 <input type="checkbox"/> 間接取引(商社を介して行う取引)
貿易の相手国	<input type="checkbox"/> アメリカ <input type="checkbox"/> 韓国 <input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> フリビエン <input type="checkbox"/> その他()
貿易の決済方法	<input type="checkbox"/> 海外送金 <input type="checkbox"/> 信用状取引 <input type="checkbox"/> その他()
取引通貨	<input type="checkbox"/> 日本円 <input type="checkbox"/> 米ドル <input type="checkbox"/> ユーロ <input type="checkbox"/> 中国元 <input type="checkbox"/> その他()
年間の取引金額・件数	取引金額()円・ドル 件数()件
利用金融機関	<input type="checkbox"/> MUFG <input type="checkbox"/> 愛知銀行 <input type="checkbox"/> 名古屋銀行 <input type="checkbox"/> 岡崎信金 <input type="checkbox"/> その他()
送金の取引形態	<input type="checkbox"/> 結算 <input type="checkbox"/> 外為インターネットバンキング
送金等の取扱条件	送金手数料()円 信用状取引手数料()円 為替優遇(日本円取引以外) 仲値から()銭優遇
調査事項のBでしれ点があった場合	
進出先(予定)	<input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> フリビエン <input type="checkbox"/> ベトナム <input type="checkbox"/> インドネシア <input type="checkbox"/> その他()
海外子会社の法人名	
進出時期(予定)	年 月 親会社からの出資比率 %
海外子会社の資金調達先	<input type="checkbox"/> 親会社から <input type="checkbox"/> 現地の銀行から <input type="checkbox"/> 日本の銀行から
その他相談事項	

海外子会社に係るヒアリングシート		
支店名	支店	
顧客名		
1.海外子会社について		
名称	フリガナ	
英文表記		
住所		
設立年月日	従業員数	
事業内容		
代表者氏名		
実質的支配者		
英文表記		
出資持分		
顧客との関係		
2.海外子会社の取引先について		
仕入先		
取引先名	所在地(都市名・国名)	商品(用途)
1		
2		
3		
4		
販売先		
取引先名	所在地(都市名・国名)	商品(用途)
1		
2		
3		
4		
国際部		
部長	役員者	担当者
営業店		
支店長	役員者	担当者

（備考）蒲郡信用金庫 国際部提供

また、国際部では、営業店から得た情報および各社ホームページ等⁵からの情報を基に、営業エリアごとに、外為新規先をリストアップした。このリストアップした外為新規先約90先に対して、国際部担当者が、営業店担当者に帯同して、外為取引ニーズをヒアリングしている。この訪問にあたって、同金庫が外為取引における課題解決ツールの一つとして提供している「がましん外為Web⁶」の利用も提案し、外為業務の推進に努めている。

⁴ 既存先のうち、外為のみ他行取引である先を含む。

⁵ 営業店で把握できない先

⁶ 同金庫ホームページに、サービス内容、操作マニュアル、利用規定等が掲載されている。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

② 営業店現場の意識改革

営業店担当者の外為業務の推進に対する意識を高めるために、国際部部長自らが営業店に向いて周知活動を行っている。

具体的には、国際部部長が、営業店長に対して、外為取引は利益を生むこと、与信取引と比較すればリスクは決して高くないこと、外為取引をきっかけに純新規先の獲得につながる可能性が高まること等を説明することで、営業店における外為推進への意識の醸成を図っている。

③ 営業店へのインセンティブ付与

営業店評価基準（定性評価）のうち「金融仲介」の項目において、ヒアリングシート(図表2)での情報収集件数をベースに、評価ポイントを付与した。また、営業店評価基準（定量評価）では、外為新規先として獲得した為替手数料等を営業店収益として付与している。

こうした営業店に対するインセンティブの付与により、営業店から外為新規先に関する情報が多く上がってくるようになった。また、営業店は、国際部による全面サポートを受けて外為推進をできるため、営業店担当者に負担なく評価ポイントを獲得できる仕組みとなっている。

(3) 取組みの成果

2021年度通期の実績では、外為取引をきっかけに、純新規先として、融資案件を6件、合計1億8千万円の与信取引に至ることができた。また、ヒアリングシート(図表2)の活用を通じて、営業店現場における外為知識の底上げにもつながった。

さらに、外為取引をカバーすることで、取引先の商流全体を俯瞰することができ、与信取引の推進に役立つとともに、「顧客管理（KYC）」の観点から、同金庫のマネロン等態勢整備の強化にも貢献している。

3. 求められる「発想の転換」

FATF第4次対日相互審査結果と同時に、財務省から、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」が公表された(図表3)。信用金庫においては、このスケジュールを踏まえながら、改正ガイドラインの「対応が求められる事項」への対応が急がれるところである。取り組むにあたっては、限られた経営資源の中で、人員や経費を確保しなければならず、負担が少なくないことも事実であろう。

しかし、信用金庫において外為業務を縮小もしくは廃止したとしても、マネロン態勢整備等における「顧客管理（KYC）」の観点から、取引先に外為ニーズがある以上、与信取引先の商流を把握するにあたって、外為に触れなくてよいということにはならない。そうであれば、「致し方ない」といった後ろ向きな意識でマネロン等態勢整備に取り組むのではなく、蒲郡信用金庫の事例にあるとおり、「収益確保につなげる」といった前向きな意識でマネロン等態勢整備に取り組むという「発想の転換」が求められよう。この「発想の転換」により収益確保ができれば、マネロン等態勢整備に係るコストの一部を吸収することができ、信用金庫の経営効率にもつなげることができるのではないだろうか。

(<https://www.gamashin.co.jp/gaitameib/>)

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

(図表3) 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」の主な内容

項目	具体的な対応	対応期限
①リスク評価及び政策会議の設置	・国のリスク評価を刷新する。	実施済
	・「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の設置	
②金融機関等の監督強化	・金融機関等に対するリスクベースでの検査監督を強化する。	2022年秋
	・マネロン等対策に関する監督ガイドラインを更新・策定する。	
③金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施	・マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる。	2022年秋
④金融機関等による継続的顧客管理の完全実施	・取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る。	2024年春
⑤取引モニタリングの共同システムの実用化	・取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進する。	2024年春
⑥実質的支配者情報の透明性向上	・商業登記所が株式会社の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を開始する。(2022年1月～)	2022年秋
	・当該情報の一元管理に向けた検討を実施する。	
⑦資産凍結及びNPOの悪用防止	・大量破壊兵器拡散にかかわる居住者の資産凍結を実施する法制度の整備について検討し、所要の措置を講じる。	2022年夏
	・NPOにかかるリスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。	2022年春

(備考1) 点線枠内は、金融機関にとって、特に関係が深い項目

(備考2) 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

以上